

サービス付き高齢者向け住宅

登録番号：18017

ハートランド・エミシア久我山

食事サービス契約書

株式会社ワイグッドケア

本書記載の内容は令和元年10月1日時点の料金、消費税率及び
介護保険給付費等に基づいており、全て税込み表示となっています。
軽減税率（8%）の対象となる飲食料品の提供は、「朝食・昼食・夕食」の食費です。
それ以外の飲食料品の提供及び1食あたり670円を超える特別な食事については
軽減税率の対象となりません。

食事サービス契約書

株式会社ワイグッドケア（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、賃貸借の目的である建物「ハートランド・エミシア久我山（東京都杉並区4丁目14-20）」（以下、建物という。）における乙の食事サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が自らの意思により安心して生活を継続できるよう、乙の希望に応じて、食事サービスを提供することを約し、乙は、その対価として第2条の食事サービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（食事サービスの内容及び料金）

甲が乙に本契約に基づき提供する食事サービス（以下単に「食事サービス」という。）は次のとおりです。

- （1）料金は、朝食（453円）（税込）、昼食（691円）（税込）、夕食（691円）（税込）とします。30日の場合は、月額55,080円（税込）となります。
- （2）食費は、提供した食数分を月単位で、翌月15日にご請求します。

第3条（食事の開始と停止と欠食）

- 1 乙は給食開始、停止の7日前までに、甲に給食提供の開始、停止を申し出ます。
- 2 入院その他の理由による欠食の場合は、7日前の午前12時までに申し出てください。
- 3 上記の期限を過ぎますと、朝食（453円）（税込）、昼食（691円）（税込）、夕食（691円）（税込）を実費ご負担いただきます。

第4条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価の状況、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当となった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第5条（サービス料金の支払）

乙は第2条及び第3条に基づく前月分の食事サービス料金を毎月23日（みずほファクターの場合は26日）までに甲へ銀行自動払込又は銀行振込の方法で支払います。（振込手数料は乙の負担とする）

第6条（有効期間及びその更新）

- 1 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、事由の如何を問わず賃貸借の目的である建物（ハートランド・エミシア久我山）の賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約は終了します。
- 2 甲から期間満了の3か月前までに、又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対して書面により何らの申し出をしないときは、さらに本契約と同一期間及び同一内容で、契約は自動更新されるものとし、その後もこの例による。

第7条（債務不履行による契約解除）

甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し、相当な期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第8条（事業者からの解約）

甲は、乙に対し、第6条に定める有効期間内であっても正当な理由があると認められる場合には、少なくとも3か月前までに予告することにより、契約を解約することができます。

第9条（利用者からの解約）

乙は、甲に対し、第6条に定める有効期間内であっても正当な理由があると認められる場合には、文書により解除を申し入れたときに、直ちに解除することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、食事サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。本契約が終了した後及び従業者が退職した後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を甲以外の第三者に提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、食事サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、食事サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は、乙からの相談、食事サービスに係る要望・苦情等を受け付ける窓口を設置し、これら相談、要望・苦情等に誠実かつ迅速に対応します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義従い誠実にこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、建物の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲：【事業者名】 株式会社ワイグッドケア
【住 所】 埼玉県本庄市寿一丁目25番13号
【代表者名】 代表取締役 山崎 保 ⑩

乙：【住 所】 _____
【氏 名】 _____ ⑩

代理人（代理人がいる場合）

【住 所】 _____
【氏 名】 _____ ⑩（続柄）

